

生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施について（案）

1 目的

すべての乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 事業内容

(1) 対象者

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭

(2) 訪問の時期

対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間

ただし、生後4か月までの間に、健康診査や保健指導等により親子の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は対象とする。この場合も、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。

(3) 訪問者

訪問者については、特に資格要件は問わない。

保健師、助産師、看護師の他、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。

ただし、訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修（講習）を行うものとする。

(4) 実施内容

- ① 育児に関する不安や悩みの聴取、相談
- ② 子育て支援に関する情報提供
- ③ 要支援家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

(5) 実施に当たっての留意事項

家庭訪問の実施に当たっては、次の点に留意すること。

- ① 出生届や母子健康手帳交付等の機会を活用して、本事業の周知を図るとともに事前に訪問日時の手前を得るよう、訪問を受けやすい環境づくりを進めること。
- ② 訪問者が市町村職員以外の者の場合には、訪問活動によって知り得た情報については、守秘義務を課し、個人情報の保護に万全を期すこと。
- ③ 訪問の際は、身分証を提示するなどして市町村からの訪問者であることを明確にすること。
- ④ 訪問の際は、親子の状態を最優先に考慮しながら話を進めるとともに、受動的な対応を心がけること。母親の体調の状況等によっては再訪問も考慮すること。
- ⑤ 訪問結果については、あらかじめ市町村で定めた書式に基づき、市町村の担当部署に報告すること。

(6) 研修（講習）

必要な研修（講習）については、各地域の実情に応じて実施するものとし、実施に当たっては、(5)の留意事項を踏まえるとともに、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）などを組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう務めること。

(7) ケース対応会議

訪問により支援が必要な家庭に対しては、必要に応じて、個別ケースごとに具体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ育児支援家庭訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけることとする。

(8) 新生児訪問指導等との関係

既に、母子保健法に基づく新生児訪問指導や独自の訪問活動を実施している市町村において、これらの訪問指導等を利用して本事業の実施を検討する場合、本事業実施要綱の3の(4)の内容を満たす場合は、本事業として取り扱って差し支えないこと。

(9) 実施計画

本事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することを目的としているが、事業を開始した年度内にこうした目的を達成できる体制整備が困難な場合も想定されることから、段階的に実施することも認められるものとする。この場合にあつては、カバー率（対象家庭に対する訪問実績）100%に向けた実施計画を作成することとし、その計画期間は最長3年間（平成21年度まで）とする。

なお、作成に当たっては、既に実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動の役割分担や活用策について検討し、実効的な計画とすること。

参 考

「新生児訪問指導」と「生後4か月までの全戸訪問事業」について

	新生児訪問指導	生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)
実施主体	市区町村	市区町村
対 象 者	<p>新生児（出生後28日を経過しない乳児）で、育児上必要があると認める場合</p> <p>なお、新生児でなくなった後も継続可</p>	<p>出生後4か月を経過しない乳児のいる全ての家庭</p> <p>なお、対象家庭の事情によっては4か月を経過した後も可</p>
訪 問 者	<p>医師、保健師、助産師、その他の職員</p>	<p>保健師、助産師、看護師、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者</p>
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母乳栄養の勧奨 ・ 授乳技術、栄養と食生活の指導 ・ 清潔、保温、感染防止等の生活指導 ・ 先天異常早期発見の指導 ・ 養育医療、育成医療、施設入所等の社会資源の活用指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児に関する不安や悩みの聴取、相談 ・ 子育て支援に関する情報提供 ・ 親子の心身の状況や養育環境の把握 ・ 要支援家庭に対する提供サービスの連絡調整
財政支援	<p>地方交付税措置</p> <p>(平成10年度に一般財源化)</p>	<p>次世代育成支援対策交付金</p>

